

# 「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」に関する 道民の皆様からのご質問等の募集について

## 1 目的

- ・ 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構（以下、原子力機構という。）より「幌延町における深地層の研究に関する協定書」（以下、三者協定という。）第7条の規定に基づき「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」（以下、研究計画（案）という。）について、研究期間延長の協議の申し入れがありました。
- ・ 平成10年（1998）に策定された「深地層研究所（仮称）計画」では、研究期間を20年程度としており、令和3年（2021）3月に20年が経過しますが、この度の協議申し入れでは、令和2年度以降の研究期間を第3期中長期目標期間と第4期中長期目標期間を目途に延長（原子力機構の説明では9年間）するものです。
- ・ 道では、この研究計画（案）の内容について、道民の皆様から質問や疑問などを募集させていただくこととしました。
- ・ 道と幌延町では、研究計画（案）について、三者協定との整合を確認するため、平成15年（2003）に三者協定第14条により定めた「幌延深地層研究の確認会議」設置要綱第4により、「幌延深地層研究の確認会議」（以下、確認会議という。）を開催することとしており、道民の皆様からいただいたご質問等は、この確認会議の場において、原子力機構へ回答を求め、公表してまいります。

## 2 閲覧・配布資料

- （1）「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」・・・9/5～10/4
- （2）幌延深地層研究の第1回確認会議の配布資料及び議事録等・・・9/24の週（予定）

## 3 閲覧・配布資料の入手方法

- （1）北海道のホームページ（経済部産業振興局環境・エネルギー室ホームページ）への掲載（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/index.htm>）
- （2）以下の場所での閲覧及び配布
  - ① 北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室（道庁8F）
  - ② 北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター（道庁別館3F）
  - ③ 各総合振興局及び各振興局（石狩を除く）総務課
  - ④ 各総合振興局及び各振興局（石狩を除く）商工労働観光課、小樽商工労働事務所
  - ⑤ 幌延町役場（企画政策課）

## 4 募集期間

令和元年9月5日（木）～令和元年10月4日（金）（必着）

## 5 提出先及び提出方法

## (1) 提出先

- ① 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室 調整グループ宛
- ② FAX 011-222-5975
- ③ e-mail [keizai.kanenel@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:keizai.kanenel@pref.hokkaido.lg.jp)
- ④ 北海道経済部環境・エネルギー室ホームページから入力（入力フォーム）

## (2) 提出方法

任意の様式により、住所、氏名（団体の名称）を記載の上、研究計画（案）の内容についての具体的なご質問や疑問などを記載し提出して下さい。

## 6 募集結果の公表時期

提出されたご質問等については、令和元年10月下旬を目処に「ご質問等の募集結果」を公表します。

なお、ご質問等の募集結果の公表は「3 研究計画（案）の入手方法」に記載の方法に準じて行います。

## 7 その他

- (1) ご質問等の提出に当たっては、日本語でお願いします。
- (2) ご質問等の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。  
なお、ご質問等の要旨と併せて、提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。※個人情報に該当する部分は公表しません。
- (3) ご質問等が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出して下さい。
- (4) e-mailによりご質問等を提出する場合は、ファイル形式をテキスト形式とし、その他の添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
- (5) いただいたご質問等につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。ご質問等に対して、個別に回答を致しかねますので、あらかじめその旨ご了承願います。

## 【問い合わせ先】

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道経済部産業振興局  
環境・エネルギー室 調整グループ  
TEL：011-204-5318 FAX：011-222-5975  
e-mail：[keizai.kanenel@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:keizai.kanenel@pref.hokkaido.lg.jp)